

広報



おんが

No.657

'97 8.25

お知らせ版

写真の元気な笑顔は、
7月30日 島門小プールでのスナップです

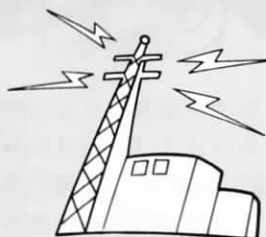


プールは夏の

楽園だ！



情報



納税

町 県 民 税 (2期)
国民健康保険税 (2期)
9月1日(月)まで

役場 293-1234

妊婦相談が

あります

●とき 9月1日(月) 午後1時
30分～3時30分(受付は午後1
時20分～1時30分)

●ところ 遠賀町役場
●内容 母子健康手帳の交付、新
生児の扱い方、もく浴指導、母
乳について

●持ってくるもの 印鑑(当日母
子健康手帳を受け取る人)

●料金 無料
●問い合わせ 福祉課保健衛生係

わんぱく教室があります

(テーマはお団子を
つくって遊ぼう!)

●とき 9月9日(火) 午前10時
～11時30分(受付は午前9時30
分～10時)

●対象 生後4か月児～就学前の
乳幼児

●ところ 遠賀コミュニティーセ

ンター

●内容 保母さんとの遊び、育
児交流、言語訓練士による言葉
の相談(予約制)

●持ってくるもの 水筒、おしほ
り、紙皿、エプロン、お箸

●料金 無料
●その他 動きやすい服装で参加
してください

●問い合わせ 福祉課保健衛生係

9か月児健康診査
があります

●とき 9月3日(水) (受付は
午後1時10分～1時40分)

●ところ 遠賀町中央公民館
●対象 生後9か月～10か月児
(平成8年11月1日から12月31
日まで)に生まれた乳児)

●内容 医師による診察、身体測
定、保健婦・栄養士による保健
指導

●持ってくるもの 母子健康手帳、
パスポート、健康診査票

広報掲載
受付中

秋の
サークル会員
募集



広報おんがでは、10月10日号で
秋のサークル会員募集記事の掲載
を予定しています。希望される
サークルは、次の内容を用紙に記
入して9月19日(金)までに役場
企画課企画調整係へ申し込みくだ
さい。

- 内容■
- ・サークルの名称
 - ・紹介文(60字以内)
 - ・練習日と時間
 - ・練習場所
 - ・対象者
 - ・費用(会費は年会費か月会費か、入会金の要不要など)
 - ・申込先(住所、氏名、電話番号)

サークルのジャンルは問いませんが、営利を目的とする教室などの掲載はお断りします。

■問い合わせ■
企画課企画調整係

●料金 無料
●その他 対象者には個人通知し
ます
●問い合わせ 福祉課保健衛生係

●とき 11月1日(土)～11月3
日(月)

●ところ 北九州市を中心とし
て、直方市、中間市、遠賀町(二
十六会場)

●参加費用 千五百円(交歓の夕
べ参加希望者は別途五千五百円
必要)

●内容 交歓の夕べ、種目別全国
交流大会、あそびフェスタ北九
州、研究フォーラム

●募集期間 9月12日(金)まで
(参加申込書は遠賀勤労者体育
センターにあります)

※詳しい内容を知りたい人は、次
のところにお問い合わせください。

全国レクリエーション大会IN
北九州実行委員会事務局 ☎
(882) 7352

●とき 9月7日(日) 午後1時
～

●ところ 芦屋町民会館(芦屋町
中の浜十一一六)

●参加対象者 環境問題に関心
のある人、遠賀川を大切にしてい
る流域住民

●参加費 無料(ただし懇親会費
二千五百円)

●問い合わせ 遠賀川流域住民交
流会実行委員会 ☎(222)
2588

●募集学科 コンピューター製図
科 三十人

県立戸畑高等技術
専門校の学生を募
集します

ひとのうごき	
平成9年7月末日現在()は前月比	
世帯数	6,179 (+12)
人口	19,722 (+36)
●男… 9,372	●女… 10,350
●転入… 83	●転出… 41
●出生… 9	●死亡… 15

●応募資格 平成10年3月高等学
校卒業予定者および高等学校卒
業以上の人
●募集期間 9月1日～10月24日
(願書は当校か公共職業安定所
にあります)

●選考試験 10月31日(国語・数
学・面接)

※詳しくは、県立戸畑高等技術専
門校 ☎(882) 4306
にお問い合わせください。

コケッコー 自給自足への目覚め!

遠賀地鶏普及対策事業

遠賀町では農村ふれあい事業の一環として、遠賀地鶏(イサブラウン)のあっせんをします。安全でおいしい鶏卵と鶏肉の遠賀地鶏をあなたの手で育ててみませんか。



- 申込期間 9月1日(月)～9月8日(月)
- 申込資格 町内在住者
- あっせん羽数 300羽
- 募集要項
 - ▽ 雛の種類 イサブラウン
 - ▽ 雛の羽数 一戸あたり10羽以内
 - ▽ 雛の日齢 50日雛
- 配布方法 11月中旬ごろ、各地区ごとに配付予定
- 雛の価格 オス、メスともに一羽320円(税込)(640円の半額を町で補助します。)
- 申込方法 印鑑を持参のうえ、役場産業課農政商工係窓口で申し込んでください。電話での受付は行いません。
- その他 雛の入荷日の約一週間くらい前に連絡します。鶏舎やエサなどの準備をしておいてください。
- 問い合わせ 産業課農政商工係

飼育についてのお願い

鶏の飼育については、オス・メスにかかわらず、悪臭・蚊・ハエの発生や鳴き声など、隣近所に迷惑のかかるおそれがあります。これらの問題は、飼育者本人が責任をもって解決しなければなりません。新規に飼育をお考えの方は、十分に検討のうえ、お申し込みください。

◆ 家庭や地域においては 「いじめは絶対に悪いこと」を子どもに教えるとともに、子どもからのSOSのサインを見逃さないようにしましょう。

もし、子どもの変化に気づいたら、学校や右記の相談機関に相談してください。

◆ 相談機関一覧(秘密は必ず守ります。)

☆ いじめ 一〇番

◆ 行政においては 次代を担う子どもたちが、明るくたくましく成長することができるよう、「いじめ」を生まない良好な環境づくりを進めてまいります。

◆ 9月は「いじめ」ストップ月間です

外国人労働者相談コーナーを開設します

福岡労働基準局では、外国人労働者や外国人労働者の労働条件等に関する相談に応じています。どうぞご利用ください。

- とき 毎週火・木曜日 午前9時～午後4時
- 対応言語 英語
- 相談内容 労働条件一般および賃金不払い・解雇など
- 資金不払い・解雇など
- ところ 福岡合同庁舎五階 福岡

福岡労働基準局内(福岡市博多区博多駅東二一―一)

☆ 教育ホットライン (601) 9999

☆ 子どもの人権一〇番 (561) 3989

☆ ヤングテレホン (631) 7867

最近、保健衛生係に犬・猫のフンによる苦情が多数寄せられています。

- 犬を飼われている方は、散歩中のフンを持って帰りましょう。
- 猫を飼われている方は、決められた場所で排便するように「しつけ」をお願いします。また、やむなくペット(犬・猫)を飼っていることができない場合は、遠賀保健所 ☎(201) 4161へご相談ください。

ペットは上手に飼いましょう

総合健診 これからの日程

◆ 時間 午前=9時～11時
午後=1時～3時

とき	ところ
27日(水)	午前 虫生津公民館 午後 上別府公民館
9月2日(火)	午前 浅木公民館 午後 浅木公民館
5日(金)	午前 ふれあいの里センター 午後 老良公民館
7日(日)	午前 老良公民館 午後 緑ヶ丘区東公民館
12日(金)	午前 東和苑公民館 午後 東和苑公民館
24日(水)	午前 東和苑公民館 午後 東和苑公民館
26日(金)	午前 東和苑公民館 午後 東和苑公民館
28日(日)	午前 東和苑公民館 午後 東和苑公民館

◆ 検査の種類と料金

- ♪ 胸部レントゲン 無料(16歳以上の人)
- ♪ 胃ガン検診 五百円(30歳以上の人)
- ♪ 大腸ガン検診 五百円(40歳以上の人)
- ♪ 基本健康診査 五百円(40歳以上の人)

※胃がん・大腸がん検診は、午前のみ行います。

● 問い合わせ 福祉課保健衛生係 ☎(293) 1234

平成9年度の総合健診が始まって、すでに半分が過ぎましたが、受診はもうお済みですか?

予約していなくても役場保健衛生係にお電話していただければ受診できますので、お気軽にお電話ください。

8月25日以降の日程は下の表のとおりですので、まだ受診していない人は、ぜひ受診してください。

年に一回のチャンスです。

◆ 検査の結果は届きましたか? 結果は個人に通知しています

総合健診の結果は受診後一か月くらいで個人通知します。受診後二か月を過ぎても健診結果が送られてこない人は、保健衛生係へご連絡ください。(大腸ガン検診は三週間後です)

また、胸部レントゲン検査のみ受けた人の結果は、精密検査を受ける必要がある人のみに通知し、それ以外の人には通知していません。

※ 検診日の前日は夕食を軽く済ませて、当日の朝は何も口にしないでください。(午後受ける人は、昼食をとらないでください)

国民健康保険制度・老人保健制度 改正のお知らせ



平成9年9月1日より 外来時の薬剤費が 変わります

平成9年9月1日より、病気やケガで外来診療を受け、薬剤を処方してもらうとき、これまでの定率負担(老人保健は定額負担)に加え、その日数や種類数に応じて、別途負担していただくことになりました。その負担額は以下のとおりです。

外来の薬剤にかかる一部負担(投薬ごと)

- 内服薬(一日につき)

1種類	2～3種類	4～5種類	6種類以上
0円	30円	60円	100円

- 外用薬と頓服薬については、上記の金額とは別に計算します。

外用薬(湿布、目薬など)	頓服薬(解熱薬、鎮痛薬など)
1種類50円、2種類100円、 3種類以上150円	1種類ごとに10円

対象とならない薬

- 入院したときの薬剤
- 注射、検査、処置、手術等の際に使用される薬剤

対象とならない方

- 6歳未満の乳幼児
- 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方

老人医療の入院時一部負担金減額認定証(申請により交付)が必要となります。

これは、外来の薬剤免除にもなりますので、医療機関窓口にて提示してください。

老人保健の一部負担金額 が変わります

老人保健でお医者さんにかかるときの一部負担金が、平成9年9月1日より以下のように変更されます。

窓口で支払う一部負担金

	改正前	改正後
外来	1か月 1,020円	1回 500円 同じ医療機関において1か月4回まで負担します。(最高2,000円)。
入院	1日 710円 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人は1日300円(2か月間の限度)です。	1日 1,000円 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人は1日500円です。

計算上の注意 ●医療機関ごとに計算します。
●同じ医療機関でも歯科と他の診療科は別々に計算します。
●総合病院では診療科ごとに計算します。

※入院時の食事代は別途負担になります。
※外来時の薬剤は上記のとおり、別途負担があります。
※入院時の一部負担金の額は、平成10年度1,100円、平成11年度1,200円となります。また、平成12年度以降の一部負担金の額については、外来、入院ともに医療費の伸びに応じて変わることがあります。

問い合わせ 住民課 国保年金係 ☎(293)1234 内線221、222、291